

事務連絡
平成 22 年 11 月 19 日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「医薬部外品原料規格 2006」の収載品目における
純度試験（重金属試験）の取扱いについて

医薬部外品原料の規格については、平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331030 号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬部外品原料規格 2006 について」の別添において「医薬部外品原料規格 2006」（以下「外原規 2006」という。）として定められているところです。

今般、「外原規 2006」に収載されている下記の 7 品目の純度試験（重金属試験）について、試験実施時の安全性を考慮し、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知方よろしく御配慮願います。

記

1. 「外原規 2006」に収載されている品目のうち、次の 7 品目については、「外原規 2006」のそれぞれの各条に記載されている純度試験（重金属試験）に代えて、別添の代替法により、試験を実施し、その試験結果をもって当該品目の「外原規 2006」の純度試験（重金属試験）への適合を判断して差し支えないこと。

なお、下記の（3）、（4）、（6）、及び（7）の品目については、製造所等の試験実施施設において、代替法の試験が適切に実施できることを確認した上で、試験を実施し適合を判断すること。

- （1）クエン酸ナトリウム
- （2）アスコルビン酸ナトリウム
- （3）イソステアロイル乳酸ナトリウム
- （4）ピログルタミン酸オレイン酸グリセリル
- （5）大豆リン脂質
- （6）大豆リゾリン脂質液

(7) 卵黄リゾホスファチジルコリン

2. 上記1. の品目について、「外原規 2006」のそれぞれの各条に記載されている純度試験（重金属試験）を実施する場合は、危険性を認識して、熟練した試験実施者により、十分注意して試験を実施すること。
3. 上記1. の品目の純度試験（重金属試験）については、「外原規 2006」の他の改正と合わせて、改正予定であること。
4. 「外原規 2006」の規格に適合する上記1. の(3)、(4)、(6)、及び(7)の品目を配合する医薬部外品を新規に承認申請する際において、別添の代替法により、純度試験（重金属試験）を行う場合については、申請書の備考欄に「(品目名)の純度試験（重金属試験）は、平成22年11月19日付け審査管理課事務連絡の代替法により行う。」旨、記載すること。

別添

(1) クエン酸ナトリウム

外原規 2006	代替法
純度試験(5)重金属 本品 2.0g をとり、徐々に加熱して、なるべく低温でほとんど灰化した後、硝酸 5mL を加え、徐々に加熱して硝酸をほとんど除き、450～550℃で1時間加熱する。残留物に塩酸 1mL 及び硝酸 0.5mL を加えて水浴上で蒸発乾固し、これに希塩酸 1mL 及び水 30mL を加えて溶かし、必要があればろ過し、フェノールフタレイン試液 1滴を加え、液がわずかに紅色を呈するまでアンモニア試液を滴加した後、希酢酸 2mL 及び水を加えて 50mL とし、これを試料溶液として第4法により試験を行うとき、その限度は、10ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。	純度試験(5)重金属 本品 2.0g をとり、第2法により試験を行うとき、その限度は、10ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。

(2) アスコルビン酸ナトリウム

外原規 2006	代替法
純度試験(2)重金属 本品 1.0g をとり、徐々に加熱してなるべく低温でほとんど灰化した後、硝酸 5mL を加え、徐々に加熱して硝酸をほとんど除き、450～550℃で1時間加熱する。残留物に塩酸 1mL 及び硝酸 0.5mL を加えて水浴上で蒸発乾固し、これに希塩酸 1mL 及び水 30mL を加えて溶かし、必要があればろ過し、フェノールフタレイン試液 1滴を加え、液がわずかに紅色を呈するまでアンモニア試液を滴加した後、希酢酸 2mL 及び水を加えて 50mL とし、これを試料溶液として第4法により試験を行うとき、その限度は、20ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。	純度試験(2)重金属 本品 1.0g をとり、第2法により試験を行うとき、その限度は、20ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。

鉛標準液 2.0mL をとる。

(3) イソステアロイル乳酸ナトリウム

外原規 2006	代替法
純度試験(1)重金属 本品 2.0g をとり、徐々に加熱して、なるべく低温でほとんど灰化した後、硝酸 5 mL を加え、徐々に加熱して硝酸をほとんど除き、450~550℃で 1 時間強熱する。冷後、塩酸 1 mL 及び硝酸 0.5mL を加えて水浴上で蒸発乾固し、これに希塩酸 1 mL 及び水 30mL を加えて溶かし、必要ならばろ過し、フェノールフタレン試液 1 滴を加え、液がわずかに紅色を呈するまでアンモニア試液を加える。次いで希酢酸 2 mL 及び水を加えて 50mL とし、これを試料溶液として試験を行うとき、その限度は、10ppm 以下である。ただし、比較液には鉛標準液 2.0mL をとる。	純度試験(1)重金属 本品 2.0g をとり、第 2 法により試験を行うとき、その限度は、10ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。

(4) ピログルタミン酸オレイン酸グリセリル

外原規 2006	代替法
純度試験(1)重金属 本品 1.0g に水酸化ナトリウム試液 5 mL を加え、水浴上で蒸発乾固した後、徐々に加熱してなるべく低温で灰化する。冷後、これに硝酸 1 mL を加えて徐々に加熱し、450~500℃で 1 時間加熱する。冷後、残留物に塩酸 1 mL 及び硝酸 0.5mL を加えて水浴上で蒸発乾固し、希塩酸 1 mL 及び水 15mL を加えて加熱して溶かし、わずかにアルカリ性となるまでアンモニ	純度試験(1)重金属 本品 1.0g をとり、第 2 法により試験を行うとき、その限度は、20ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。

ア試液を滴加した後、希酢酸を加えてわずかに酸性とし、更に希酢酸 2 mL を加え、必要があればろ過し、水を加えて 50mL とする。これを試料溶液として第4法により試験を行うとき、その限度は、10ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 1.0mL をとる。

(5) 大豆リン脂質

外原規 2006	代替法
純度試験(3)重金属 本品 1.0g に水酸化ナトリウム試液 5 mL を加え、水浴上で蒸発乾固した後、徐々に加熱してなるべく低温で灰化する。冷後、これに硝酸 1 mL を加えて徐々に加熱し、450～500℃で 1 時間加熱する。冷後、残留物に塩酸 1 mL 及び硝酸 0.5mL を加えて水浴上で蒸発乾固し、希塩酸 1 mL 及び水 15mL を加えて加熱して溶かし、わずかにアルカリ性となるまでアンモニア試液を滴加した後、希酢酸を加えてわずかに酸性とし、更に希酢酸 2 mL を加え、必要があればろ過し、水を加えて 50mL とする。これを試料溶液として第4法により試験を行うとき、その限度は、20ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。	純度試験(3)重金属 本品 1.0g をとり、第2法により試験を行うとき、その限度は、20ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。

(6) 大豆リゾリン脂質液

外原規 2006	代替法
純度試験(1)重金属 本品 1.0g に水酸化ナトリウム試液 5 mL を加え、水浴上で蒸発乾固した後、徐々に加熱してなるべく低温で灰化する。冷後、これに硝酸 1 mL を加えて徐々に加熱し、450～500℃で 1 時間加熱する。冷後、残留物に塩酸 1	純度試験(1)重金属 本品 1.0g をとり、第2法により試験を行うとき、その限度は、20ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。

mL 及び硝酸 0.5mL を加えて水浴上で蒸発乾固し、希塩酸 1 mL 及び水 15mL を加えて加熱して溶かし、わずかにアルカリ性となるまでアンモニア試液を滴加した後、希酢酸を加えてわずかに酸性とし、更に希酢酸 2 mL を加え、必要があればろ過し、水を加えて 50mL とする。これを試料溶液として第4法により試験を行うとき、その限度は、20ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。

(7) 卵黄リゾホスファチジルコリン

外原規 2006	代替法
純度試験(2)重金属 本品 1.0g に水酸化ナトリウム試液 5 mL を加え、水浴上で蒸発乾固した後、徐々に加熱してなるべく低温で灰化する。冷後、これに硝酸 1 mL を加えて徐々に加熱し、450～500℃で 1 時間加熱する。冷後、残留物に塩酸 1 mL 及び硝酸 0.5mL を加えて水浴上で蒸発乾固し、希塩酸 1 mL 及び水 15mL を加えて加熱して溶かし、わずかにアルカリ性となるまでアンモニア試液を滴加した後、希酢酸を加えてわずかに酸性とし、更に希酢酸 2 mL を加え、必要ならばろ過し、水を加えて 50mL とする。これを試料溶液として、第4法により操作し、試験を行うとき、その限度は、20ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。	純度試験(2)重金属 本品 1.0g をとり、第2法により試験を行うとき、その限度は、20ppm 以下である。ただし、比較液には、鉛標準液 2.0mL をとる。

(注) 代替法欄中の「第2法」とは、「外原規 2006」の一般試験法「3.3. 重金属試験法」の第2法を指す。